

ア行

Is 値

Is 値とは「構造耐震指標」と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。一般的な Is 値の目安は以下の通りです。

Is 値 0.3 未満・・・・・・・・倒壊し、または崩壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上 0.6 未満・・倒壊し、または崩壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上・・・・・・・・倒壊し、または崩壊する危険性が低い

カ行

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに制定され、平成 7 年 12 月 25 日に施行された法律で、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることが定められました。

その後、平成 18 年 1 月の改正では、都道府県が耐震改修促進計画を策定することが定められ、さらに、平成 25 年 11 月 25 日に施行された改正耐震改修促進法では、不特定多数の者が利用する建築物等のうち大規模なものや都道府県が指定する避難路沿道建築物等については耐震診断が義務付けられることとなりました。

既存耐震不適格建築物

現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物のことをいいます。

公的補助

耐震診断及び耐震改修について、国の補助制度を活用して、県と市町村の補助を上乗せすることで所有者の負担を軽減し、耐震化の促進を図っています。市町村によって補助率が異なるため、活用の際は補助事業の窓口である市町村に確認する必要があります。

サ行

事業継続計画（BCP）

企業や行政などにおいて、地震災害をはじめとする緊急事態に遭遇して被害を受けても、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などの取り決めを定めた計画です。

指示対象となる建築物

多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）のうち、耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する一定の用途、規模を有する建築物のことをいいます。

⇒【別表】参照

住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する基礎的な統計調査で、総務省統計局が 5 年ごとに実施しています。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に行うものです。

住宅リフォーム事業者団体登録制度

消費者が安心して事業者を選び、リフォームを行うことができる環境を整えるために、一定の要件（業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行う等）を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録する制度です（平成 26 年 9 月 1 日施行）。

所管行政庁

建築基準法の規定に基づき建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。奈良県内では、建築基準法に基づき建築主事を置いている奈良市、橿原市、生駒市の区域については各市長が、それ以外の市町村の区域は奈良県知事が所管行政庁となります。

夕行

耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることです。

耐震基準

建築物が地震の振動に耐えるために必要な構造基準で、関東大震災の翌年大正 13 年に定められ、昭和 25 年に建築基準法により構造基準の見直しが行われました。その後の大地震による建物被害から得られた知見により都度見直され、昭和 53 年の宮城県沖地震後、昭和 56 年 6 月には大きく改正されました。これを境に昭和 56 年 6 月以降の耐震基準を「新耐震基準」、以前の耐震基準を「旧耐震基準」と表現しています。

現行の耐震基準では、震度 6 強から 7 程度の大地震に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等を生じないことを目標としています。法律では、この大地震を「極めて希に発生する地震動」と表現しています。

耐震シェルター等

耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するものです。また、耐震シェルター以外にも、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保できるものとして、上部を金属製のフレームで覆うことで、寝ている人を保護する防災ベッドや、天板の中に鉄板が仕込まれている等により強度を上げ、地震の際の落下物などから身を守ることができる防災ベッドがあります。

耐震診断

地震に対する安全性を評価することです。

建築物の構造形式によって、それぞれ何通りかの基準が定められています。木造住宅では、自ら住まいの耐震性をチェックできる簡易な「誰でもできるわが家の耐震診断」から耐震改修を行うための精緻な「精密診断」まで目的に応じて採用します。

耐震診断義務化対象路線

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するために、都道府県（または市町村）耐震改修促進計画において指定した路線のことをいいます。この道路に敷地が接する旧耐震基準の通行障害既存耐震不適格建築物については、要安全確認計画記載建築物に該当し、耐震診断結果の実施と報告が義務づけられることとなります。

多数の者が利用する建築物等

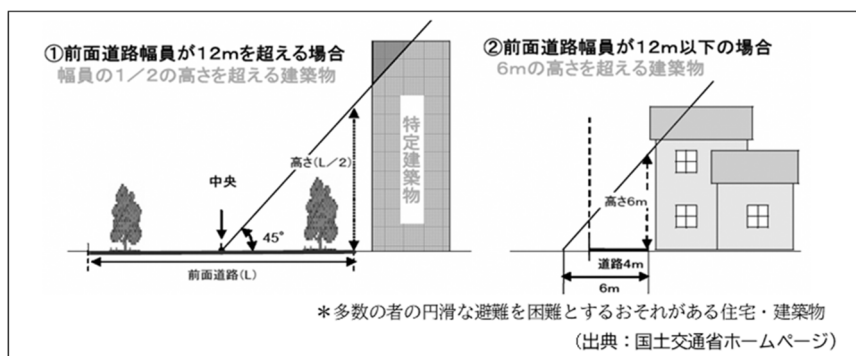
耐震改修促進法第14条各号に該当する建築物で学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物のことを本計画において「多数の者が利用する建築物等」としています。

このうち、要安全確認計画記載建築物を除く既存耐震不適格建築物のことを、特定既存耐震不適格建築物といいます。平成25年の耐震改修促進法改正前には特定建築物とされていたものです。

⇒【別表】参照

通行障害既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物のうち、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして耐震改修促進法施行令第4条に定める要件に該当する建築物をいいます。



多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

伝統的民家

地域の歴史、景観あるいは生活史を表現している建築物であり、個性的な地域づくりのための貴重な財産として保全される住宅です。一般的に在来工法とは異なる地域の風土、気候に適応した伝統的構法で建築されている民家も多く存在しており、耐震化の促進にあたって考慮していく必要があります。

特定行政庁

建築基準法の規定に基づき建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事をいい、建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る行政機関のことです。奈良県内では奈良市、橿原市、生駒市の区域では各市長が、それ以外の市町村の区域では奈良県知事が特定行政庁となります。

特定天井

脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井として建築基準法で定められたもので、人が日常利用する場所に設置されている吊り天井で、以下の条件に該当するものをいいます。

- ①天井の高さが6 mを超えるもの
- ②水平投影面積が 200 m²超を超えるもの
- ③単位面積質量が2 kg/m²超を超えるもの

ナ行

奈良県地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき都道府県や市町村の各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。奈良県では、災害の被害から「人命を守る」ことを最大の目標に、被災府県の課題や教訓を活かし、今後発生しうる災害に備えるため令和 2 年 3 月に見直しています。

南海トラフ地震

南海トラフは東海地方から紀伊半島、四国にかけての南方の沖合約 100km の海底にある延長 700km の溝状の地形であり、フィリピン海プレートが日本列島の下に沈み込んでいる場所に相当します。過去に起った安政東海地震(1854 年)、東南海地震(1944 年)、南海道地震 (1946 年)の大地震は、この南海トラフの沈み込みに関係したものであります。この地震は、100～200 年周期で繰り返し発生しており、将来、発生する可能性が高いと予想されている地震です。

ハ行

防災拠点建築物

大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な施設の建築物で、災害の応急対策活動に必要な官公署等の施設、救護活動の拠点となる病院等、避難所と位置づけられた施設等があります。

避難路沿道建築物

地震発生時やその復旧時において、避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる緊急輸送道路沿道に建築された建築物を指します。

ヤ行

要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法に基づき、都道府県（または市町村）耐震改修促進計画に位置づけられた以下の旧耐震基準の建築物のことをいいます。

- ・耐震診断義務化対象路線に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物
- ・避難所等の防災拠点建築物

この建築物には、耐震改修促進計画に記載された期限までに耐震診断の実施と結果の報告が義務づけられています。

要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に定められている病院、店舗など不特定多数の者が利用する建築物や小学校、老人ホームなど避難弱者の方が利用する建築物等のうち一定規模以上の大規模なものです。

この建築物には、耐震診断結果の報告が義務づけられています。

⇒【別表】参照

【別表】 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧

		多数の者が利用する建築物等の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設				
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	